

お知らせ

令和5年12月11日
(一財)福島県自動車会議所

令和2年5月より、自動車ナンバープレートメーカーは新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、製作体制の縮小を実施していることから、希望番号等（再交付、交換含む）の交付可能になるまでの期間を延長させていただきます。

今般、この期間の見直しについて検討を行いました。標板製作の現場においては、図柄入りナンバープレートの種類の増加や新たなご当地ナンバーの追加等により、生産効率が厳しい状況にあることに加え、職員や社員等の従業員に対する働き方改革の推進や物流業界の2024年問題の影響（配送締め切り時間の繰り上げや翌日配送の中止等）などの新たな課題が生じております。

このような新たな課題を踏まえて検討した結果、今後、希望番号等による申込から交付可能になるまでの期間については、下記のとおりとさせていただきますので、お知らせいたします。

記

1. 実施日 **令和6年1月4日（木）**から

2. 変更内容

登録自動車

・ペイント式	6営業日	(変更なし)
・字光式	7営業日	(変更なし)
・図柄入り	12営業日	→ 10営業日

軽自動車

・ペイント式	6営業日	(変更なし)
・字光式	7営業日	(変更なし)
・図柄入り	12営業日	→ 10営業日

3. 短縮方法

後から予約した分が先に交付可能となることを回避するため12月28日申込の図柄入りナンバーは11営業日で交付可能となります。